

学校給食用小荷物専用昇降機保守点検業務 仕様書

- 1 対 象 校 善誘館小学校 外24校
(別紙「設置状況等一覧表」のとおり)
- 2 台 数 38台
- 3 期 間 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで
- 4 点 検 回 数 毎月1回、計11回実施(令和6年8月を除く)
令和6年度 9回(延べ342台分)
令和7年度 2回(延べ 76台分)
※令和6年度中に実施する点検のうち1回は、建築
基準法で定める定期検査を併せた点検とすること。
- 5 点 検 従 事 者
本業務については、建築基準法で定められた資格を持つ者が行うこと。
- 6 業 務 内 容
 - (1) 毎月1回技術員を派遣し給食用小荷物専用昇降機の各部点検(機械各部
原動機、制御装置の注油、及び清掃、並びに簡単な調整を含む)を行い、
安全点検報告をすること。
 - (2) 契約期間中における緊急時の対応(故障などの緊急時には、直ちに技術
員を派遣し点検を行うこと。)
 - (3) 必要に応じて、ドアロープ、各種接点・カーボン等、各種ランプ類、
補助リレー、油脂・ウェス等の交換等を実施すること。なお、上記交換
部材等の供給は受注者が費用を負担すること。
 - (4) 上記(3)に含まれない修理交換部材等については、別途見積りし、発
注者と協議すること。
- 7 長期継続契約
本契約は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」
に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出
予算について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。